

公立大学法人秋田公立美術大学副理事長等の任期に関する規程

平成25年4月1日

規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学の副理事長および理事（以下「副理事長等」という。）の任期について定めるものとする。

(副理事長等の職務)

第2条 副理事長等の任期は、2年とする。ただし、副理事長等の任期の末日は、当該副理事長等を任命する理事長の任期の末日を超えることができない。

2 補欠の副理事長等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事長が欠員となった場合の副理事長等の任期の末日は、前2項の規定にかかわらず、後任の理事長が任命される日の前日とする。

4 副理事長等は、再任されることができる。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、副理事長等の任期に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

